

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年4月分該当なし									
令和7年5月分該当なし									
令和7年6月分該当なし									
令和7年7月分該当なし									
令和7年8月分該当なし									
令和7年9月分該当なし									

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式 2)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年4月分該当無し										
令和7年5月分該当無し										
令和7年6月分該当無し										
令和7年7月分該当無し										
令和7年8月分該当無し										
令和7年9月分該当無し										

（注1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式3)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別（総合 評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備 考
令和7年度 特定離島港湾事務所（東 京都品川区）車両管理業務 一式	分任支出負担行為担当官 特定離島港湾事務所長 特定離島港湾事務所 東京都品川区北品川1－3－12	R7.4.1	日本道路興運(株) 首 都圏西支店 東京都立川市曙町2 －17－6	7011101016571	一般競争入札	基本月額 782,584	基本月額 325,820	41.6%	単価契約 予定調達総額 3,909,840
令和7年度 南鳥島港湾保全管理所空 調設備等保守点検交換 一式	分任支出負担行為担当官 特定離島港湾事務所長 特定離島港湾事務所 東京都品川区北品川1－3－12	R7.4.1	(株)新栄設備工業 神奈川県厚木市下荻 野1242番地2	9021001023970	一般競争入札	8,569,000	8,470,000	98.8%	
令和7年度 南鳥島庁舎・施設保守点 検 一式	分任支出負担行為担当官 特定離島港湾事務所長 特定離島港湾事務所 東京都品川区北品川1－3－12	R7.4.4	(株)ReR 和歌山県和歌山市八 番丁9番地パーク県 信ビル701号	2170001013866	一般競争入札	4,136,000	2,717,000	65.7%	
令和7年5月分該当なし									
令和7年6月分該当なし									
令和7年7月分該当なし									
令和7年8月分該当なし									

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年度 特定離島港湾事務所庁舎借上	分任支出負担行為担当官 特定離島港湾事務所長 特定離島港湾事務所 東京都品川区北品川1-3-12	R7.4.1	相模産業(株) 東京都品川区北品川1-3-28	8010701003904	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	23,760,000	23,760,000	100.0%		
令和7年5月分該当無し										
令和7年6月分該当無し										
令和7年7月分該当無し										
令和7年8月分該当無し										

（注1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

特定離島港湾

随意契約理由書

件名：令和7年度 特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

本庁舎は、平成27年度の事務所開設に際し、平成26年度に次の5つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件を調査のうえ、相模産業株式会社所有の第5小池ビルを選定し、平成27年5月1日より庁舎として借り上げしている。

庁舎物件の選定にあたっては、①所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に所在していることから、災害や工事事故等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、②離島の保全・管理の施策においては、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部及び不審船等の監視活動を行っている第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であることから交通の利便性が確保されていること、③特定離島事業に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、④災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、⑤十分な執務スペースが確保できることを条件として検討し、当該物件を選定したものである。

当該物件への入居の経済性及び賃料の妥当性を検証するため、発災時におけるTEC-FORCE 及び首都圏臨海防災センター又は横浜本局、各事務所への支援における海上交通手段の確保を考慮し、立地を沿岸域である品川区、港区とすること、耐震基準を満たしていること及び現物件と同等の面積規模を有することを条件に調査を行った結果、現物件が他社より安価で、かつ賃料も市場価格上妥当であることが確認できた。また、新たに別の物件を借り上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要することになることから、総合的に勘案し当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。